

投資教育・金融教育を社会科教育に導入することの是非

— 教育内容を巡る社会的背景、必要性、近未来の展望 —

平 林 豊 樹

岐阜聖徳学園大学教育学部

Whether to introduce financial education/investment education into social studies education:

Social background over educational content, necessity, and prospects for the near future

Toyoki HIRABAYASHI

Abstract

Should investment education and financial education be included in the contents of social studies education at school in Japan? Until now, such education has hardly been addressed in social studies. Current news on financial affairs have only been minimally taken up in textbooks. The necessity of investment education and financial education will change depending on how the social security system and tax redistribution will be changed. Investment education and financial education may be necessary in a society where individuals must maintain their lives at their own risk by making the appropriate preparations and investments. However, if individuals can live without investing due to the social security system and tax reallocation, such education is hardly needed.

Key Words : social studies education, financial education, investment education, school, social security system

I. 問題の所在

現在、どの先進諸国でも例外無く、複数の過大な要求が学校教育・公教育に寄せられている。日本の場合、初等・中等教育段階で子供に「投資教育」「金融教育（金融経済教育とも言われる）」を施すべきだという意見が一部の社会的勢力から上がっているのが、その一例である。この意見は、今世紀の開始時には既に、マス・メディアなどで時々話題に上っていた。だが、今のところ、未だ文部科学省はこうした教育の教科化（本稿では、投資・金融の知識を社会科や、公民、現代社会、政治・経済、といった社会科科目——高校の場合は全日制普通科の科目——の中に分量的に多く組み込むことを、「教科化」という言葉で表現しておく）を積極的に推進している訳ではない（高校の「政治・経済」の中で「金融自由化」などが簡単に扱われるに過ぎない）。

但し、文部科学省がその教科化に舵を切る可能性は、仄見えていないことも無い。例えば、「高等学校学習指導要領解説「公民」（平成21年12月；平成26年1月28日更新）」の「第1章1節3：改定の要点」には、公民科全般に関して、「グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融、消費者に関する学習の充実を目指して、各科目の得失に応じた内容の改善を図った」と明記されている。だが、現時点では、公民科の「現代社会」「政治・経済」で生徒に実際に教えるべきこととされているのは、金融制度の初歩的な知識や消費者問題の啓蒙であって、証券投資などを積極的に推奨したりその必要性を強調したりする文言は無い。要するに、現時点で、文部科学省は、投資教育・金融教育の教科化の切っ掛けになり得る方針を抑制的に明言するが、従来 of 社会科教育の内容を大幅に改変する意図を表明していない¹⁾。

では、どんな社会的勢力が、投資教育・金融教育の教科化を推奨しているのか。そういう教育は具体的にどういうものか。その推奨にはどんな社会的背景、どんな前提や論理があるのか、果たしてその前提や論理は成り立つのか。そういう教育は、近い将来、学校でどの程度必要になるのか。本稿は、これらの問題について考察する。

Ⅱ. 投資教育・金融教育に関する既存の省察と実践

投資教育・金融教育を推進せよと主張する勢力は、政党、政治家、官公庁、民間企業（及び、それらから成る団体）、研究者、評論家、など、複数存在する。為政者の中で最も熱心に主張するものとして、例えば金融庁が挙げられる。金融庁は、預貯金、投資信託のしくみから人生設計、消費者問題への注意喚起に至るまでを総花的に概説する²⁾。しかし、ここでは、金融トラブルへの注意（目下、これに力点が置かれている）、資産運用の推奨、などが混在し、「教育」が学校教育に限定されない（学校教育で何を具体的にどう教えるのか明瞭でない）。この傾向を、金融広報中央委員会（2007、「金融教育プログラム」、日本銀行）も有す。同委員会の言う「金融教育」は、「お金や金融のさまざまなはたらきを理解」しつつ「より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う」ものだ。同委員会が金融教育の必要性を訴える背景には、橋本龍太郎内閣以降の金融制度改革の中で金融トラブルや貧困者のセイフティ・ネットが問題視されつつあることが在る。しかし、同委員会の提言も、総花的であり（金融教育内の諸領域を確定し、それぞれにつき膨大な教育内容を挙げる）、特に、学校教育で子供の発達段階に応じて具体的にどんな事柄をどう体系的に教えるかという視点を欠く。そもそも、金融の働きを理解することと、よりよい社会づくりを目指して主体的に行動出来る人間になることとがどう結び付くのが、不明である。

研究者の中では、投資教育・金融教育の積極的推進派として、例えば、山澤成康（2005、「株式投資教育の必要性」、跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 3、pp. 63-70）と森谷一経（2015、「学校における金融に関する教育とキャリア・デザイン」、北海道文教大学論集 16、pp. 87-97）とが挙げられる。山澤は、日米の家計の資産構成の違いから説き起こし、（年功序列賃金などの）日本的経営が個人株主の育成を阻害していると断じ、企業経営のチェックを株主が行うこと（アメリカ型のコーポレートガバナンス）の重要性を力説する。そして、家計の資産選択には様々なメニューが在るが、株式投資には多くの知識が必要だからまずは株式投資の知識が重要だ、と言い、投資のシミュレーションの実践を推奨する。森谷は、アベノミクスの推進を所与の現実として肯定した上で、（金融広報中央委員会などの）金融教育の内容とキャリア教育と学習指導要領（公民などの社会科のみならず家庭科も）との相互関連を説明する（この点は画期的である）。しかし、山澤の場合、たとえ株式投資に多くの知識が必要だからとて、それを優先的に教育することがその他の金融教育に有効だという理由が明らかでない。森谷の場合、金銭に関するリテラシーの獲得が金融緩和・低金利・株高の時代に必須だと言い、文科省以外の官公庁（その中の研究所）の主張を踏まえて金融教育の中身を明確化し（学習指導要領などを見ただけではスローガンしか判らず不明確な金融教育の内容を、網羅的に説明する）、国民皆保険制度の維持を念頭に置いた金融教育推進を提唱する。だが、これだけ網羅的で膨大な金融教育の内容を学校で教えられるのか、大いに疑わしい。

小中学生向けの投資教育・金融教育カリキュラムを教員養成大学の授業の中で作成しようとした稀有な実践として、藤本将人その他の報告（2012、「教員養成課程における金融教育実践者育成のためのカリキュラム開発 北海道教育大学講義「金融教育」の場合」、北海道教育大学紀要 教育科学編 63 (1)、pp. 13-23）が在る。大学教員、小中学校教諭、銀行の研究員の共同作業という点で非常に画期的なのだが、結果は残念な内容だ。彼らは、金融広報中央委員会の言う金融教育を実践しようとし（社会科・家庭科・生活科でも、地理・歴史・公民的分野でも行なった）、子供の発達段階に応じたカリキュラムの作成を目指したが、結果的には、彼らによる小学生向けのカリキュラムは、現在どの小学校でも普通に行われていることと変わらず、中学生向けのものは、経済に関する事柄なら金融でも財政でも何でも未整理なまま数多く子供に紹介するだけであって、この年齢の子供に理解可能な事柄とそうでない事柄とを区別出来ていない。試みの意図は重要なのだが、その結果は小中学校教育現場の参考にならない。金融広報中央委員会の提言には、前述のような難があり、その難が彼らの実践を無意味なものにしたと言える。

Ⅲ. 投資教育・金融教育の構築と実践とに一定の成果を上げている勢力、及びその主張

前述の通り、投資教育・金融教育に関して、推進論者の主張内容は多岐に亘っていて収拾がつかず不明瞭で、学校現場での実践者は、どんな事柄を厳選しどう教えるのかすら把握出来ない。そんな中で、学校の社会科科目でそういう教育を具体的に実践し体系的に教える案と経験（出張授業など）とを数多

く有し、そういう教育の必要性を最も簡潔明瞭に体系的に説く最大勢力は、民間企業（金融業界）である³⁾。そこで、本稿は、この勢力の主張こそを検討しつつ、論を進めよう。

そのような民間企業から成る日本証券業協会⁴⁾は、「金融経済教育を推進する研究会」を常設し、「教育の専門家と金融の専門家が相互理解を深め、その経験や知識を共有して、問題解決に向けて協力することにより我が国における金融経済教育の一層の充実、発展について研究を行って」いる。同時に、幾つかの大学へ講師を派遣して投資や金融の初歩的な実践的知識を教え、「金融リテラシー教育 全国10大学の実践事例集」を発表し、文部科学大臣に対して「中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充に向けた要望書」（平成27年9月18日）を提出し、「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査」を実施し、授業補助用映像集「金融リテラシーと将来設計」を作成し、研究者に委託して「海外における金融経済教育の調査・研究」を行なっている。

日本証券業協会が営利私企業から成る以上、その狙いは、当然、投資教育・金融教育の教科化によって潜在的顧客層を開拓し将来的な証券投資市場の拡大を図ることだ。彼らは、現在の経済情勢がそういう教育を必要としているとか、現在の様々な社会問題の解決には投資知識が必要だとかいう表現で、自らを正当化する。例えば、その正当化をマス・メディアで表明した最近の代表例として、NHK ラジオ第一放送の番組が挙げられる（「マイあさラジオ」という番組の「社会の見方・私の視点」で2017年3月27日6時43分から放送された、大和総研副理事長・川村雄介の「投資教育の必要性について」⁵⁾）。川村の主張は、以下の通りである。

今までの国の制度である年金とか保険とかだけでは、人々の生活（特に老後）が危うくなって来ている。人々は自分の財産を自分の投資・運用で殖やして行かなければならないが、その際には危険もある。資産運用の利点と欠点とを知りつつ（ハイ・リターンにはハイ・リスクが、ロー・リターンにはロー・リスクが必然的に伴う）、ハイ・リスク金融商品とロー・リスク金融商品とを自分で組み合わせて自己責任で資産形成をしなければならない（証券会社の窓口には置かれているパンフレットを読んでもその意味や言葉が解らないような消費者では、駄目だ）。高度経済成長期とは違って、今や、少子高齢化時代であり低金利時代である。年金の場合、若年層が高齢層を支え切れなくなり、現状の受給額を減らして高齢者の生活水準を下げざるを得なくなっているし、銀行預金や保険の場合、低金利であり、将来の人生を安定させる為の利殖手段となり得なくなっている。公的年金の受給額が減り預金も保険も殖えないとなると、自分の生活を自分でコントロールせざるを得なくなり、例えば、年金では、人々は確定拠出年金を利用して自分の力で老後の資産を形成する必要が出て来る。その為に、投資教育が必要だ。経済構造その物（経済活動にはお金が必要であり、投資される側が投資家からお金を出して貰ってそれを基に経済活動を行う、という基本中の基本の仕組み）に就いては、小学校で教えても良いかも知れない。実際には、投資教育は中学・高校で行うことになるだろう。最近になって漸く、高校の社会科教科書に、僅かながら投資に関する記述が載った。アメリカでは、ハイ・スクールで投資教育が行われており、投資が日常会話の話題にすらなる。日米では制度や常識が異なるけれども、今や、日本でも、投資によって自分の生活基盤を自分で構築しなければならない時代になりつつある。

川村の主張は、日本証券業協会の活動や提言の的確な要約であり、また、投資教育・金融教育の教科化の推進論者の説の典型である。この発言に基づくことで、ともすれば意味不鮮明になりがちな「社会科科目として教えられるべき投資教育・金融教育」を次のように明確に定義出来る。即ち、投資教育（投資に限定した教育）とは、学校教育の中で投資（例えば証券投資、不動産投資）の基礎知識を教えることであり、人々が自分の資産を自分で運用しその運用で自分の生活（例えば老後の生活）を成り立たせ得るようになることを目的とする。金融教育（経済の基本的な仕組みから投資までを含む教育）とは、学校教育の中で金融の基礎知識を教えることであり、人々が現実の様々な金融経済活動（例えば、銀行業と証券業との融合、国内外の金融取引の仕組み、企業の資金調達）を学校で学ぶことにより金融用語に慣れ親しみ金融制度や金融商品を臆せず積極的に利用し得るようになることを目的とする。要するに、投資教育にせよ金融教育にせよ、投資活動を積極的に実践する個人を育成することが究極目的であり、そういう個人から成る社会が理想とされる。

IV. 海外先進国の事例～アメリカの事例は日本で参考になるのか

川村の主張もそうだが、投資教育・金融教育の教科化の推進論者は、ほぼ必ずアメリカの教育を挙げ、

恰もアメリカの教育が世界標準であるかの如き言辞を吐く（Ⅱ章の山澤もそうだ）。しかし、それは本当に世界の範たり得るのか。

日本証券業協会のインターネット・サイトには、「海外における金融経済教育の調査・研究」報告書が掲載されている（平成26年3月31日付、研究代表・栗原久⁶⁾）。この報告書では、アメリカ以外にもイギリス、オーストラリア、ニュージーランド、ドイツでの投資教育・金融教育が調査されており、OECDの金融教育プロジェクトなども報告されている。この報告書から、アメリカとドイツとの事例を比べてみよう。

アメリカでは、全国共通の教育課程が存在せず、各州・各学校・各団体によって教育の取り組みが違う（勿論、金融教育でもそうである）。但し、経済教育協議会（CEE）の調査に拠れば、Personal Finance Educationのスタンダードを有するのは43州（2014年時点）である。法改正（「金融リテラシー及び金融教育改善法」を含む。2003年）に伴って、金融リテラシー教育委員会が設置された。様々な団体が教材を提供しており、その中には本のみならずDVD、CD、オンライン教材も在り（日本語版も在る）、サッカー・ゲームを模した物など、子供の興味を引く工夫が見られる（教師用指導書も完備されている）。

ドイツでは、本格的な経済教育（投資教育・金融教育に限らない、経済活動一般に関する教育）が行われるのは前期中等教育段階である。学校教育に関する権限は各州に在り、複数の学校種が存在する。州毎に、学校種毎に、学習指導要領が異なり、経済教育の教科名すら区々である（この報告書はニーダーザクセン州を事例とする）。職業訓練校と大学進学希望者向け学校とでは、カリキュラムが異なり、経済教育の実施される科目名も、経済教育の内容も異なる。そういう事情の下で、全ての学校種に共通する経済教育の特徴は、（報告書の記述をそのまま引用すれば）「経済教育を前面にだして経済関係教科が編成されているわけではない」ということだ。例えば、ギムナジウムの「政治経済」科は、第8学年で、単純な経済循環やマーケティング戦略を説明したり、市場モデルを使って価格決定メカニズムを教えたり、青少年特有のケースを法律の文章によって法的に解説したりしつつ、収入の源と支出との仕組み、消費行動、消費に関する法制度、市場と価格との機能、などを教える。しかも、このような経済教育は科目の一部に過ぎず、科目全体は、地方自治、企業と労使関係、連邦レベルの政治的意思決定過程、憲法原理と経済秩序、EU、などの主題から構成されている（各主題が万遍無く配分され、経済教育の分量が突出して多い訳ではない）。つまり、日本証券業協会が教科化を目指すような投資教育・金融教育は行われておらず、（川村の言う）「経済構造その物」や消費者保護や経済関連法制など（要するに、日常的な経済活動に関する初歩的知識）が、各学校種の科目（日本では「社会科」「公民科」に相当する）の突出せぬ一部分として、生徒の発達段階に応じて教えられる。経済教育は、具体例や法律条文を交えて行われるが、将来の証券投資家を育成しようなどという目的を持たない。

米独を比較すれば、日本での投資教育・金融教育の教科化推進論者が何故アメリカにしか言及しないかが明白となる。ドイツを例示して投資教育・金融教育の教科化を訴えるのは、無理なのだから。他にも、アメリカに関して、教科化推進論者が取上げて触れない重要な事実がある。それは、アメリカでは、階級・経済的地位などの社会的カテゴリーによって、投資を実践し得る者とそうでない者が存在するということだ。

日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」（2017年8月18日付⁷⁾）を見れば（教科化推進論者が好んで引用するデータ。Ⅱ章の山澤も、調査年こそ違えこれと同一のデータを以て、自説の論拠とする）、家計の資産構成に関して、確かにアメリカでは現金・預金よりも遥かに株式・投資信託などの比率が高い（即ち、リスク資産の比率が高い。因みに、現金・預金・年金・保険の比率が高い点で、日本とユーロエリアとは大まかに似ている。勿論、日本の方がユーロエリアよりも現金・預金の比率が高いのだが）。アメリカでは、学校教育で投資・金融が教えられ、個人投資家に助言を与えるフィナンシャル・アドバイザー（FA）という職が在る。しかし、GO Banking Ratesの資料⁸⁾に拠れば、アメリカ人の中では、預金口座を持たず預貯金を全く持たない人が半数近くを占め、一万ドル以上の貯蓄を持つ人が一割強でしかない。してみると、或る程度の貯蓄が無ければ投資を行える筈が無い以上、アメリカ人の中で実際に投資活動を行える人数は限定的だと強く思量される。即ち、一部の巨額資産家の投資活動が統計データを構築していることが、強く示唆されるのだ。投資活動を行う人にしても、少額の預貯金と所得とを心配しFAに相談した結果として投資活動を行なっている可能性や、勤務先や社会保障制度の仕組み上、投資を行う以外の選択肢を持たない可能性を否定出来ない。学校教育でも、州毎や学校毎にその内容が

異なり、受けられる教育の質が経済的地位やエスニシティの差異によって大きく左右される。アメリカの法律や政府方針が投資教育を推進しているからと言って、全米の全ての生徒が高度な投資知識を学べる訳ではなく、将来的に投資で資産を殖やせる訳でもない。日米では家計の資産構成や経済生活の在り方が違い過ぎ、アメリカの社会保障政策が成功している訳でもないのだから、日本の危機的状況をアメリカ・モデルの導入で打開せよという主張は成立し得ない。日本の危機的状況を打開する為に他国をモデルにするとするのなら、そのモデルは、家計の資産構成や年金などの制度に関して日本と相似的な部分を有すユーロエリアの中から適切なものを選ぶべきだろう。

アメリカでの投資教育・金融教育は、世界標準たり得ない。即ち、そういう教育の教科化推進論者の前提の一つは、成り立たない。国民皆保険の原則がある日本では、この原則が崩壊しない限り、アメリカを参考にする意味が無い。アメリカを世界標準であるかの如く語る勢力は、日本人の資産構成の中心をリスク資産へと変化させよう（証券会社の利潤を増やそう）と意図しているのだろう。そして、その意図の背後には、日本国外の勢力の活動が潜在しているかも知れない。

V. 投資・金融の知識は学校（公教育）でどの程度教えられることになるのだろうか

前章で見た通り、アメリカでの投資教育・金融教育は日本で参考にならない。ドイツの事例から判ることだが、もしも社会科教育の中で投資や金融を教育する必要があると教科内容決定者が判断するとしたら、それは、当該国家の社会保障制度や人口構成、国民意識、経済成長率、国際関係、教育内容の構成、などを熟慮した上で判断されなければならない。さて、日本で、従来の延長線上でない抜本的に新たな社会科教育（投資教育・金融教育の分量を増やしたもの）は必要なのか。

この問いに対する答えは、「日本の社会保障制度の基本的な在り方がそんなに大きく変わらないならば、そういう教育は必要無い」であり、「その制度の在り方が変動するならば、その変動の程度と内容とに応じてそういう教育をどの程度行うかが決まる」である。

日本の社会保障制度が危機的状況に陥っているということは、確かである。この点で、日本証券業協会や川村の認識は正しい。日本の少子高齢化問題や財政難が将来の日本人の生活水準を低下させる可能性は、極めて高い。今までですら、日本の社会保障制度は、日本人の生活を豊かにして来た訳ではない。例えば、国民年金の受給額は極めて低く、社会福祉は長らく企業と家族とによって担われて来ており、生活保護に関しては受給者の就労支援や職業訓練が等閑にされ続け、介護保険制度も事業者と利用者との双方にとって使い勝手が悪い。社会保障に関するこうした数々の具体的問題を解決する必要がある。その為の法改正・制度変更は、当然、必要である。

問題は、その法改正・制度変更をどの程度行いどのように行うかということだ。国民の意識と常識と生活習慣とを抜本的に一変させる（だから、学校で投資教育・金融教育を実践する必要が生じる）程の改革が行われるのか、ということだ。学校教育で投資活動に習熟しない国民は生活に窮す、などということが、将来的に日本で生ずるのか。

将来的に生ずるか否かは、国民の決断次第、というよりも寧ろ、行政府・立法府の政策決定当事者（要するに、官庁の役人、政治家、及び、それらへ影響を及ぼし得る圧力団体）の決断次第である。嘗て小泉純一郎内閣時代に、郵政民営化が行われ、「間接金融から直接金融へ」なる標語が叫ばれた。「日本版 401K」（日本では 2001 年 10 月から導入されている）も、時間を掛けて少しずつ社会に浸透して来た（2017 年 1 月からは、60 歳未満の全ての人々が iDeCo を利用出来るようになった）。金融や社会保障制度に関する様々な事例から読み取れるのは、社会保障や保険に関して政府が民間企業や市場を活用するようになり個人の自己責任による投資が拡大される傾向の強化である。日本に対するアメリカの強い圧力がそういう傾向の強化を促している、と指摘する識者が多い。例えば、関岡英之（平成 16、『拒否できない日本 アメリカの日本改造が進んでいる』文春新書）は、アメリカの「年次改革要望書」が日本社会全体に大きな変化と混乱とを惹起した実情を報告する⁹⁾。関岡に拠れば、経済（保険業法改正、労働法改正、時価会計制度導入、等をも含む）のみならず建築基準法改正、ロー・スクール制、司法制度改革その他も、アメリカから日本への要望の実現である（この事実の評価に関し、関岡と II 章の山澤とは正反対である）。司法制度改革は目下、日本社会で殆ど有益たり得ていない（例えば、司法試験制度改革や法科大学院の大失敗）が、これが元の制度に戻されたり日本の実情に適合する制度に改革されたりする兆し（アメリカの要望を覆す試み）は無い。アメリカの要望の中に、日本の学校教育の抜本的変

革を求めるものは無いが、I章で見た通り、「高等学校学習指導要領解説「公民」」には、「グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融に関する内容の充実を図る」との記載が在る。司法に関するアメリカの要望が司法制度改革として実現し、それが間接的に学校教育内容に少々入り込んで来た（今のところ、司法制度改革の結果に関する解説の分量が「公民」教科書の中で多い訳ではないが）、と言えるだろう。同じことが金融にも言えるだろう（今のところ、公民科は、投資教育を行わないけれども、金融自由化などの今日的话题を教科内容に含むようにはなっている）。してみると、将来的に、日本の政策決定当事者が国内の社会問題解決に関する政策立案と国際関係の維持とをどう均衡させるかに応じて、社会科教育に占める投資教育・金融教育の内容と分量とは決まって行くだろう。

日本の社会全体に及ぶ一連の制度変革は、1990年代以降、一定の方向へと長期的に進行している（前段落で例示した「日本版401K」導入から「iDeCo」までの経過を、想起されたい）。但し、制度変革に一定の方向性や傾向が在り、その原因に外圧が存在する可能性があるとは言っても、近未来に国民皆保険の原則が放棄されるとは考えられないし、経済運営に関し将来的に実現可能な選択肢は複数存在する。投資教育・金融教育が必要であるか否か、教科内容にどの程度盛り込まれるべきか、という問題への回答は、既存の社会保障制度の枠組みがどの程度維持されるか、どんな経済運営の選択肢が採用されるかに依る。日本証券業協会や川村の主張は、証券会社のパンフレットを見ながら投資によって自己責任で自分の資産を殖やし自分の生活を成り立たせる国民を育成すべきというものだ（彼らの職分からして当然である）。しかし、投資教育・金融教育の教科化推進論者が言及しない選択肢も、十分に実現可能なものとして存在する。そういう別の選択肢をも念頭に置かなければ、投資教育・金融教育の教科化の是非は論じられない筈である。

VI. 投資教育・金融教育が重視される必要の無い社会

公教育を利用して人々に投資性向と金融知識とを植え付け市場での投資規模を拡大する、という発想に依らず、社会保障制度や税の再配分の仕方を変えて経済活動を活性化しようという案が在る。しかも、その案は、実現可能であり、成功する可能性もあり、決して絵空事ではない。

例えば、現代の先進社会を「成熟社会」（生産力が充分にあり、物やサービスが満ち足りて、需要が不足し、経済成長が停滞し不況が長期化する社会）と形容する宇野善康（2012『成熟社会の経済学 長期不況をどう克服するか』岩波新書）は、高齢化社会への処方箋として、高齢者に対しては物やサービスを現物支給し、現役世代には仕事と金とが回るようにすればよい、と提言する。この提言に拠れば、政府は、高齢者の生活を楽しく豊かに安心にする為の物やサービスは何かということを高齢者に提案させ、それに対応した産業を創造して現役世代に仕事と所得とを提供し、年金資金をそのまま高齢者に支給するのでなく現物で支給する（現在、社会保障費以外にも十兆円もの国費が年金資金に投じられているが、その国費を、高齢者への現物に充てたり、新産業創造を通じて現役世代に配分したりし得る）、という仕組みを構築する必要がある。この提言に基づき、既存の社会保障制度を前提としつつ財政支出を変更することは可能である（実際に、菅直人内閣はその実行を企図していた）。そうである以上、高齢化社会へ対処する為に証券投資などを促進すべきだという日本証券業協会や川村の主張だけが唯一の選択肢とは言えない。この提言に基づいて経済が運営される場合、投資教育を教科化する必要性は薄くなる。

他にも、例えば、「負の所得税」「ベーシック・インカム」が実現された場合には、投資教育・金融教育の教科化の必要性は薄れる。最近、人工知能が進歩し、人工知能テクノロジーが人間の雇用の多くを奪うとすら予言されるようになった（例えば、井上智洋、2016『人工知能と経済の未来』文藝春秋）。このような説の妥当性は未だ判然としないけれども、この説を前提としてベーシック・インカムを支持する論者が存在する。即ち、人間が大量失業により生存出来なくなるのなら、ベーシック・インカムを導入して人間の生存を確保すればよい、と言うのだ。ルドガー・ブレグマン（野中香方子訳、2017『隷属なき道 AIとの競争に勝つ ベーシックインカムと一日三時間労働』文藝春秋）は、貧困層にフリー・マネー（自由に使える金）を給付すると給付金が前向きな目的で使われるという実験結果を紹介し（例えば、1970年代のカナダでの社会実験）、ベーシック・インカムの導入で人が怠惰になるとの非難を一蹴する。また、今、フィンランドではベーシック・インカムの社会実験が行われており、貧困層に対し

て、既存の社会保障給付を減額せずに所定の給付金を追加するなどの措置が試みられている。ベーシック・インカムは、スイスの国民投票で拒絶されたが（2016年）、他地域で支持者やその社会実験を漸増させつつある。

ただ、それでも猶、多くの人々の間で、ベーシック・インカムへの拒否感は強く、この制度の抱える重大な問題点も見逃せない。重大な問題点としては、例えば、働けるのに働かない怠け者にも基本所得が支給されるという倫理的問題が在り、この制度を実現する為の大増税という問題が在る。そこで代替案として登場するのが「負の所得税」（就労を基盤として、所得に応じた課税と給付とが実施される制度）である。これは、ミルトン・フリードマンですら提唱したということで、多くの人々の賛同を得易い。加えて、前段落で紹介した社会実験も、実は、完全なベーシック・インカムでなく「負の所得税」の実験なのだ。『消費税 15 パーセントによる年金改革』（2005、東洋経済新報社）の提唱者たる橋木俊詔は、『貧困大国ニッポンの課題 格差 社会保障 教育』（2015、人文書院）の中で、ベーシック・インカムの利点を認めつつ、多くの人々の賛同を得難い点などを考慮し、例えば「給付つき税額控除策」（働いた人に一定額の税を払い戻す制度）などの実質的な「負の所得税」の有効性を指摘する。「負の所得税」の実施は決して不可能でない。その社会実験（ベーシック・インカムの社会実験と称されている）は決して失敗でなく、一定の肯定的結果を生んでいる（社会実験の期間が限定的だったり、フィンランドなどでの実験が結果的にどの程度成功と言えるのか未だ判明していなかったりするが）。もしも「負の所得税」がもっと広範囲に導入されたなら、年金問題の改善以外にも様々な問題の改善を期待出来るだろう。そして、学校教育にて投資教育・金融教育が教科化される必要性は薄れることになる。

このように、社会や経済制度の在り方次第で、投資教育・金融教育の教科化推進論者の論拠は無効になり得るのだ。そういう教育の教科化を主張するよりもその教科化の不必要な社会の在り方を構想する方が、現実的でもあり、人々の将来不安を緩和することでもあるのではなかろうか。

Ⅶ. 結語

投資教育・金融教育の教科化推進論者の主張するような社会科教育内容の変更は、今のところ、文科省の目指すものではなさそうだし（金融広報中央委員会などとは違って）、日本社会の基盤となる経済制度が彼らの望み通りにならない限り必要無さそうである。

但し、今後、日本の国民皆保険の原則が維持されるとしても、例えば公的年金の支給額が実質的に漸減する状況（マクロ経済スライドなどに因る）が続けば、老後の生活費の補充として証券投資を考慮する人々が増えて行くかも知れない。しかし、それは、年金制度が維持されるという前提の上で、生活費の不足分の補いとして行われる投資だ。また、厚生労働省が確定拠出年金を推奨する時代になったが、年金制度が中長期的に少しずつ変更され、年金の種類によっては投資の知識が必要とされるとは言っても、目下、従来型の年金制度が全廃される時代の到来は想定されていないだろう。学校教育がそれらの投資技術の習得のためのカリキュラムを用意する必要は、殆ど無かろう。

第二次大戦後、社会科の教科内容が時代に応じて変化して来たのは当然である。高度経済成長期の以前と以後との社会の違い、新たな社会問題の発生とそれへの行政的・法的対処、国際秩序の激変、という情勢の中で、教科内容が改訂されず変更されない筈は無いのだから。今世紀を迎えるまでは、「学校で子供に金融取引の基礎知識や具体例を教え、投資の実践や用語に慣れ親しませ、日本人の意識を変えなければならない」との主張が真に教科内容に反映される可能性などあり得なかった。教科内容の変更・改訂は、社会の実情を学問的に且つ客観的に子供に教えるという前提（確かに、建前に過ぎないかも知れないにせよ）の上で行われたのであり、国民の投資性向を醸成する手段とか、投資で資産を形成出来る人を増やす手段とかとして公教育を利用するという発想に基づいていなかった。そういう意味で、今までは教科内容の変更が限定的だった。既述の通り、現時点で閲覧可能な文科省の資料に拠れば、2022年度以降の初等・中等教育での社会科も、今までの教科内容を大きく逸脱したものではないようだ。しかし、更にその後の学習指導要領改訂や教育改革でどのような教科内容変更が行われることになるのかは、全く予測出来ない。つまり、近い将来（＝現在知り得る学習指導要領が施行されている間）の社会科教育は従来を大幅に逸脱するものではなかろうが、それ以降（＝次に学習指導要領が全面改定され施行される時点以降）どうなるかは不明だ。いつの時代でも、教育内容の変更は、その時点での社会の在り方に依って調整されるだろうし、政策決定当事者の意思決定に影響されるだろう。

とすれば、現に政治経済情勢や社会の在り方が変化を止めず、社会科の教科内容がその変化を反映するのは当然だから、近い将来、川村の言う「経済構造その物」に関する知識は初等・中等教育の社会科(2022年度からは高校の「公共」を含む)で子供に教えられる必要がある。経済活動が複雑化の一途を辿る今、経済活動の仕組みと現状とを子供に早期から教えることには大きな意味があるのだから。そして、社会保障制度の部分的な改変は行われつつもその原則は維持されている限り、近い将来に於いては、投資教育・金融教育が教科化される必要性はそれほど大きくなく、学校では、従来の延長線上で、金融トラブルに遭わないための消費生活知識、時事的話題を理解するための最低限の金融知識が教えられれば充分だろう。

日本では、国民皆保険制度が、大きな綻びを有すとは云え、人々の生活を支えているし、将来的に崩壊する訳でもないだろう。そういう前提に立てば、自助努力で自分だけの生活を維持する個人を育てる教育でなく、そのような経済制度の仕組みを熟知し利用するための教育を構想すべきではないか。それと同時に、個人の投資を重視するのではなく税の再配分の仕方を改革する幾つかの経済制度が実現可能である以上、投資教育・金融教育の推進論者とは別な前提に立った社会科教育内容の構築も真剣に検討されて然るべきである。

注・文献

- 1) 本稿は、現時点(2017年度)で施行されている学習指導要領及びその解説を基に論を進める。2022年度から高校で必修科目「公共」が新設され小中高校の授業でのアクティブ・ラーニングの導入が決定されているが、斯様な改変の内容を見ても、投資教育・金融教育に関する社会科の内容は従前と殆ど変わっていない(一例として、「高等学校公民科における科目構成及び新必修履修科目「公共(仮称)」の方向性として考えられる構成(素案)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/071/siryo/attach/1371199.htm)を参照されたい)。日本の学校での社会科教育の内容(指導法や授業の仕方ではなく)がここ数年間で劇的に変わることを予測させる材料は、今のところ、無い。本稿は、社会科教育の現状及び近い将来をこのように認識しているので、現時点で施行されている学習指導要領及びその解説を基に論を進めることとする。
- 2) <http://www.fsa.go.jp/teach/kyouiku.html>
- 3) 一例として、野村証券(<http://www.nomuraholdings.com/jp/csr/society/education.html>)を参照。この企業は、生涯学習講座などよりも学校教育現場での出張授業に圧倒的に力を傾けており、子供の発達段階に応じ子供の興味を惹くコンテンツを持っている。
- 4) <http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/>
- 5) この番組は、以下のインターネット・サイトで聴取可能である(2017年9月24日現在)。
<https://www.youtube.com/watch?v=o2Ca074A7KQ> 因みに、川村には、「わが国における金融教育の意義と課題」(2004年12月, 地銀協月報534, 2-9)という論考もある。
- 6) http://www.jsda.or.jp/manabukenkyukaicontentk_report.pdf なお、この報告書は、投資教育・金融教育に関するOECDの取り組みや見解を紹介している。それに拠れば、OECDは、そういう教育を加盟国に推奨する方針を示しているようであり、その方針に基づいて加盟国で調査を実施している。
- 7) <https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>
- 8) <https://www.gobankingrates.com/banking/62-percent-americans-under-1000-savings-survey-finds/>
- 9) 正式には「年次改革要望書」なる文書は存在せず、日本の官庁が一連の文書をそう邦訳する場合があるということである。詳細については、関岡の書を参照。因みに、その名で呼ばれる文書は、鳩山由紀夫内閣時代に一旦廃止されたが、2015年以降、復活している(2015年の場合は「2015年米国通商代表(USTR)外国貿易障壁報告書」)。